

証券コード 6862

平成28年 6 月14日

株主各位

横浜市都筑区南山田町4105番地

ミナトホールディングス株式会社

代表取締役社長 若 山 健 彦

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年 6 月28日（火曜日）午後 5 時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市都筑区南山田町4105番地
ミナトホールディングス株式会社 本社会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項
 1. 第60期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 定款一部変更の件
 - 第 2 号議案 取締役 3 名選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
 - 第 4 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（注）に掲載させていただきます。

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（注）に掲載していますので、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知および本提供書面には、当該事項は記載していません。

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 連結注記表
- ③ 個別注記表

会計監査人および監査役が監査した連結計算書類、計算書類ならびに監査役会が監査した事業報告は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイト（注）に掲載している「法令および定款に基づくインターネット開示事項」記載の内容となります。

（注）<http://www.minato.co.jp>

(提供書面)

事業報告

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等から、景気は緩やかな回復基調でありましたが、中国や新興国の景気減速による生産、輸出の鈍化に加え、為替市場の動きも不安定なものとなり、景気の減速懸念から不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、事業領域の拡大を推進し当社ブランド力の強化を図るため、平成27年7月に「ミナトホールディングス株式会社」へ商号を変更し、平成28年1月には新ROM書込みセンターを開設、月間100万個のROM書込みに対応できる体制を構築しました。また、平成28年3月にはアジア地域への事業展開を加速するため、中国現地法人「港御（上海）信息技术有限公司」の営業を開始いたしております。

当連結会計年度におきましては、デバイスプログラマやデジタルサイネージの機器販売が前年を下回る結果となりましたが、一方で大手企業のIT投資が拡大し、システム開発関連事業が引き続き堅調に推移したほか、デバイス関連の書込みサービス分野においては受注が急増いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,114百万円（前連結会計年度売上高2,278百万円）、M&A関連費用13百万円の計上などもあり営業損失6百万円（前連結会計年度営業損失71百万円）、経常損失45百万円（前連結会計年度経常損失90百万円）、また特別損失に訴訟関連損失12百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失70百万円（前連結会計年度純損失110百万円）となりました。

今後の事業展開におきましては、積極的な営業活動とともに、徹底した原価低減、経費削減などによる経営の効率化を推進し確実に黒字化を果たす所存でございますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

次に各事業部門の状況についてご説明申しあげます。

「デバイス関連事業部門」

デバイス関連事業につきましては、デバイスプログラマ本体の売上高が前年を下回る結果となりましたが、一方で産業機器メーカーに納入したオートハン

ドラ関連の設備増設に伴うリピート受注製品およびそれらに伴う変換アダプタやプログラム用書き込み特注ソフトの売上が増加しております。また車載メーカー向けの新設備としてオールインワンハンドラの受注も平成28年3月に確定しており、受注および新規引き合いも増えております。海外展開した中国、東南アジアにおいても平成28年3月に車載メーカー向けにオートハンドラの納入があり、売上拡大の効果が表れてきております。またROM書き込みサービスでは、スマートメーターおよび車載メーカー関連の書き込みも増加しており、同サービスの売上高は前連結会計年度と比べ27.2%増となりました。平成28年1月に設備投資を行った新ROM書き込みセンターには気密性の高いクリーンルーム内に複数のオートハンドラを設置し、大量のROM書き込みに高品質で対応できるサービスを展開しております。

これらの結果、当セグメントの売上高は596百万円と前連結会計年度と比べ4百万円（0.7%）の減収となり、セグメント利益（営業利益）は、105百万円と前連結会計年度と比べ2百万円（2.5%）の減益となりました。

「タッチパネル関連事業部門」

当セグメント製品のうち、タッチパネル分野における中型タッチパネルについては、ATM向け、キオスク向け（証明写真機、精算機など）はほぼ計画通りの売上高となりました。しかしながら、不振傾向にある国内アミューズメントマーケット向けにおいては、計画を下回る売上高となりました。大型タッチパネルについては、大手ディスプレイメーカー向け製品はほぼ計画通りの売上高となり、交通・公共機関・ショッピングモール・ショールーム向けなどについては大口案件の受注などもあり、計画を上回る結果となりました。一方で、デジタルサイネージ分野においては、外食産業への配信システム導入が予想を大きく上回るペースで進み好調に推移したものの、前連結会計年度に受注した大型特注案件はありませんでした。

これらの結果、当セグメントの売上高は773百万円と前連結会計年度と比べ196百万円（20.2%）の減収となりました。平成26年4月に完全子会社化した株式会社イーアイティーのタッチパネル事業との統合によるコスト削減効果などが顕著に表れ、セグメント利益（営業利益）は40百万円と前連結会計年度と比べ85百万円（前連結会計年度セグメント損失45百万円）の増益となりました。今後、2020年の東京オリンピックやインバウンド対応に向けた多言語対応や防災対応を可能とする情報発信端末として、タッチパネルやデジタルサイネージに対する期待は大きく、使用範囲は屋内用途のみならず、屋外用途にも拡大してきております。屋外用途に向けた大型タッチネルの導入なども徐々に拡大してきており、今後の売上拡大が期待されます。

「システム開発関連事業部門」

情報サービス業では、電力自由化に関わるシステム対応や大手金融機関によ

るシステム構築案件などの増加が引き続き見込まれ、堅調に推移しております。しかし一方で、IT技術者不足問題の改善は見られず、人材確保・育成が大きな課題となっている状況に変わりはありません。このような環境のなかで、当社は、即効性のある対策としてパートナー企業との連携を強化したことによるパートナー技術者の確保に努め、先見性のある対策としては、経験者採用と並行して積極的に未経験者を採用し、社内技術研修にも力を入れることで、技術者不足改善へ向けた取り組みの足固めとして一定の成果を得られたことは今後に繋がると考えております。

これらの結果、当セグメントの売上高は708百万円と前連結会計年度と比べ23百万円（3.4%）の増収となり、セグメント利益（営業利益）は76百万円と前連結会計年度と比べ2百万円（2.9%）の増益となりました。

「その他事業部門」

環境エレクトロニクス事業につきましては、引き続き事業の拡大を推進しております。売電を含む太陽光発電事業を模索しつつ、LED、無電極ランプ、電解水生成器販売など新たな商流づくりを継続し、地道に成果を積み上げると同時に、既存商品であるTouch Wand（スマートフォン用タッチペン）に対して引き続き積極的な広告展開を実施いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は36百万円と前連結会計年度と比べ13百万円（57.3%）の増収、セグメント利益（営業利益）につきましては1百万円と前連結会計年度と比べ3百万円（78.1%）の減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、NAND FLASHメモリをはじめとする様々なデバイスやICへの書込みサービスの受注増大を目的として、ROM書込みセンターの増設、更新を行い、44百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成28年2月4日を払込期日とする第三者割当増資により総額509百万円、および第5回新株予約権の発行により9百万円の資金調達を行いました。

また、第2回新株予約権の4,211個の行使により800,090株を発行し60百万円、および第5回新株予約権の5,073個の行使により5,073,000株を発行し512百万円、総額573百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成28年1月4日付で当社100%出資の中国現地法人「港御（上海）信息技术有限公司」を設立いたしました。また、平成28年3月10日付で当社100%出資の特別目的会社エンデバー合同会社を設立し、平成28年4月5日付で同社を通じてサンマックス・テクノロジーズ株式会社の全株式を取得いたしました。さらに平成28年5月2日にはスマートレスポンス株式会社を設立し、同社の株式の50%を取得いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第57期 (平成24年度)	第58期 (平成25年度)	第59期 (平成26年度)	第60期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売 上 高 (千円)	1,316,430	1,288,189	2,278,561	2,114,688
親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	△234,466	△35,742	△110,385	△70,422
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△14.07	△1.89	△4.86	△2.84
純 資 産 (千円)	697,372	799,283	906,739	1,936,226

(注) 1. 1株当たり当期純損失については、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損失については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

3. 技術部門で発生する人件費および経費については、従来、製造費用として仕掛品、製品および売上原価に配賦しておりましたが、第58期より、製造費用と認められるものを除き販売費及び一般管理費として計上する方法へ変更したため、第57期については遡及処理後の数値を記載しております。

4. 第59期より連結計算書類を作成しておりますので、第58期までは単体、第59期からは連結ベースで記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社イーアイティー	344百万円	100%	情報処理システム開発および技術者の派遣
港御（上海）信息技术有限公司	25万米ドル	100%	デバイスプログラマ関連製品の販売および関連サービスの提供等
エンデバー合同会社	0.2百万円	100%	株式の取得、運用および付帯する一切の事業

- (注) 1. 当社は、平成28年1月4日付で中国現地法人である港御（上海）信息技术有限公司を設立いたしました。
2. 当社は、平成28年3月10日付で特別目的会社であるエンデバー合同会社を設立いたしました。
3. 当社は、事業年度末日後の平成28年4月5日付で、エンデバー合同会社を通じてサンマックス・テクノロジーズ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。
4. 当社は、事業年度末日後の平成28年5月2日付で、アイティーディレクト株式会社との共同出資会社（当社の議決権比率50%）であるスマートレスポンス株式会社を設立いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの喫緊の課題は、着実に売上の拡大、及び黒字の確実なる確保を達成することであります。

当連結会計年度は、平成28年1月に新ROM書込みセンターを開設し、平成28年3月にはアジア地域への事業展開を加速するため、中国現地法人「港御（上海）信息技术有限公司」の営業を開始いたしました。また、当連結会計年度後の平成28年4月にはエンデバー合同会社を通じてサンマックス・テクノロジーズ株式会社を連結子会社化し、平成28年5月にはフィンテック事業に関する共同出資子会社としてスマートレスポンス株式会社を設立いたしました。

今後は、当社グループの主要取引先である電子機器メーカーが国際競争の激化など依然として厳しい状況が続くと予想されますが、当社グループは、国内および東南アジアなど海外の拠点活動を強化するとともに、M&Aや業務提携による事業領域の拡大を積極的に進め、売上、利益の拡大を図ってまいります。

また、経費面においては、引き続き徹底的なコスト削減を図るとともに、製品の在庫圧縮と在庫期間の短縮を進め、業務の効率化と市場拡大および付加価値の追求による利益確保を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは下記製品製造、販売およびサービスの提供を主たる事業内容としており、これらの製品に係わるソフトウェアの販売も行っております。

部 門 別	主 要 製 品
デバイス関連事業	デバイスプログラマ、オートハンドラ、変換アダプタ、プログラム書き込みサービスその他
タッチパネル関連事業	タッチパネル、デジタルサイネージ
システム開発関連事業	情報処理システム開発および技術者の派遣
環境エレクトロニクス事業	LED、無電極ランプ、電解水生成器、スマートフォン向けタッチペン

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

① 当 社

本 社 （神奈川県横浜市）

工 場 本社工場（神奈川県横浜市）

営 業 所 大阪営業所（大阪府大阪市）

福岡営業所（福岡県福岡市）

ミナトTSSカンパニー東京営業グループ事務所（東京都文京区）

名古屋オフィス（愛知県名古屋市）

バンコク連絡事務所（タイ バンコク）

（注）１．平成27年6月30日付をもって東京オフィス（東京都品川区）を閉鎖しました。

２．上海連絡事務所（中国上海市）は中国子会社港御（上海）信息技术有限公司に引き継ぎ、東莞連絡事務所（中国東莞市）は港御（上海）信息技术有限公司の営業拠点となりました。

② 子 会 社

株式会社イーアイティー

本 社 （東京都文京区）

営 業 所 大阪営業所（大阪府大阪市）

港御（上海）信息技术有限公司

本 社 （中国上海自由貿易試験区羅山路）

営業拠点 東莞連絡事務所（中国広東省東莞市振安東路）

エンデバー合同会社

本 社 （神奈川県横浜市）

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前年度末比増減
デバイス関連事業	33 (15) 名	0 (4)
タッチパネル関連事業	20 (3)	0 (2)
システム開発関連事業	77 (0)	1 (0)
その他の	12 (1)	△1 (0)
合計	142 (19)	0 (6)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65(19)名	△2(6)名	45.7歳	15.0年

(注) 使用人数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	219百万円
株式会社三井住友銀行	135
株式会社商工組合中央金庫	99
株式会社三菱東京UFJ銀行	94
株式会社日本政策金融公庫	34
株式会社北陸銀行	27
株式会社りそな銀行	26
城南信用金庫	23
朝日信用金庫	6

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、シンクロワーク株式会社との間で締結した平成25年2月27日付業務提携に関する基本合意契約を平成27年11月12日をもって解約いたしました。

2. 株 式 の 状 況（平成28年 3 月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 88,000,000株

(2) 発行済株式の総数 34,459,282株

(注) 平成28年2月4日に払込みの行われた第三者割当による新株式発行により5,423,000株の新株式を発行、また、第2回新株予約権の行使により800,090株および第5回新株予約権の行使により5,073,000株の計5,873,090株の新株式を発行いたしました。これらにより、平成28年3月31日現在の発行済株式の総数は34,459,282株となっております。

(3) 株 主 数 2,026名

(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
楽 天 証 券 株 式 会 社	2,255千株	6.54%
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C 69250601	2,227	6.46
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,092	6.07
株 式 会 社 S B I 証 券	2,087	6.06
遠 藤 窮	1,005	2.92
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	1,000	2.90
小 川 敏 男	800	2.32
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	556	1.61
松 井 証 券 株 式 会 社	489	1.42
川 田 勝 大	400	1.16

(注) 持株比率は自己株式（12,542株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

平成27年9月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名 称	第4回新株予約権
新株予約権の総数	1,733個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,733,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき103円 (新株予約権1個当たり103,000円)
新株予約権の行使期間	平成31年9月29日から平成33年9月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り行使することができる。ただし、任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
保有者数	当社取締役 6名 410個 当社監査役 3名 70個

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
平成27年9月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名 称	第4回新株予約権
新株予約権の総数	1,733個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,733,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき103円 (新株予約権1個当たり103,000円)
新株予約権の行使期間	平成31年9月29日から平成33年9月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	- 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 - 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	- 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り行使することができる。ただし、任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 - 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
交付者数	当社従業員 60名 768個 当社子会社取締役 1名 61個 当社子会社従業員 64名 424個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成28年3月31日現在）
平成26年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名 称	第2回新株予約権
新株予約権の総数	8,716個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,656,040株 (新株予約権1個につき190株)
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき76円 (新株予約権1個当たり14,440円)
新株予約権の行使期間	平成27年4月8日から平成30年4月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式の発行済種類株式総数が当該時点における当社の発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、行使ができない。 2. 新株予約権者が保有する新株予約権の数に割当株式数を乗じて得られる数が当社の単元株式数以上である場合は、行使によって交付される株式の数が当社の単元株式数の整数倍となるように行使しなければならない。

名 称	第 2 回新株予約権
	3. 新株予約権者は、以下に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなる。 ① 当社または当社の子会社の使用人（執行役員含む。）である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合 ② 当社または当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第 1 項第 3 号に規定する欠格事由に該当するに至った場合 ③ 当社または当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第 1 項第 1 号に規定する競業取引を行った場合、もしくは会社法第356条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合 ④ 当社または当社の子会社の監査役である場合において、会社法第335条第 1 項で準用される同法第331条第 1 項第 3 号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
割当先	株式会社イーアイティーとの株式交換の際に、保有株式数と同数の新株予約権を各株主に割当てた。

（注）平成28年 3 月31日現在、第 2 回新株予約権の残存個数は4,505個、残存株式数は855,950株となっております。

平成28年 1 月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名 称	第 5 回新株予約権
新株予約権の総数	7,721個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 7,721,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	9,504,551円
新株予約権の払込期日	平成28年 2 月 4 日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき101円 (新株予約権 1 個当たり101,000円)
新株予約権の行使期間	平成28年 2 月 5 日から平成31年 2 月 4 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先ごとの割当数	Brillance Hedge Fund 2,574個 合同会社P T B 1,980個 株式会社和円商事 1,485個 Brillance Multi Strategy Fund 1,386個 有限会社Cyberize 148個 株式会社Financial Bridge 148個

(注) 平成28年 3 月31日現在、第 5 回新株予約権の残存個数は2,648個、残存株式数は2,648,000株となっております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	若 山 健 彦	株式会社イーアイティー代表取締役会長 港御（上海）信息技术有限公司董事長
取締役副社長	岡 田 高 行	事業推進担当
取締役	島 田 雄 司	ミナトデバイスカンパニープレジデント
取締役	小 林 実	技師長および品質管理担当
取締役	伊 藤 信 雄	経営企画部門長
取締役	門 井 豊	管理部門長
常勤監査役	小 川 敏 男	株式会社イーアイティー監査役
監査役	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役
監査役	中 根 敏 勝	弁護士法人サクセスト代表社員

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第59回定時株主総会において取締役に岡田高行氏、伊藤信雄氏および門井 豊氏が、新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役美澤臣一氏および監査役中根敏勝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中根敏勝氏は、金融機関での経歴ならびに弁護士としての職務を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

恒崎賢仁氏が、平成27年4月16日付で取締役を辞任いたしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (0)	17,661千円
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	9,337千円 (4,648千円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	10 (2)	26,998千円 (4,648千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役1,640千円、監査役280千円)を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において月額10,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役であります。当社は同社と特別な関係はありません。
 - ・監査役中根敏勝氏は、弁護士法人サクセストの代表社員であります。当社は同氏と弁護士業務に係る業務委託契約を締結しております。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査役会への出席状況

氏 名	取締役会 (15回開催)		監査役会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監 査 役 美 澤 臣 一	15回	100%	13回	100%
監 査 役 中 根 敏 勝	15	100	13	100

(注) 社外監査役の発言状況

監査役美澤臣一氏および中根敏勝氏は、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を適宜行っております。また、中根敏勝氏は、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役として、独立性があり、かつ変革に取り組んでいる当社の事業領域、事業内容および方向について見識を持つという条件を満たす者がふさわしいと考え、具体的な候補者の選定に向けた人選を行いました。しかし、当事業年度においては、適切な候補者が見つからず、当社の求める条件に合致しない社外取締役を無理に選任することは、かえって事業の円滑な遂行を阻害するおそれが高いと判断いたしました。また、当社は、現在、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、そのうち1名は東京証券取引所の求める独立役員として届け出ており、独立した第三者による視点でのガバナンスは十分に効いているものと考えております。

なお、本定時株主総会において経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名選任する予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,500

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由について

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,176,143	流 動 負 債	921,729
現金及び預金	1,410,394	支払手形及び買掛金	147,685
受取手形及び売掛金	539,414	短期借入金	556,321
製 品	54,001	1年内返済予定の長期借入金	35,868
仕 掛 品	61,417	未 払 金	98,355
原材料及び貯蔵品	81,872	リ ー ス 債 務	2,889
そ の 他	50,764	未 払 法 人 税 等	18,291
貸 倒 引 当 金	△21,721	製 品 保 証 引 当 金	930
固 定 資 産	939,152	賞 与 引 当 金	16,319
有 形 固 定 資 産	826,062	そ の 他	45,068
建 物 及 び 構 築 物	119,825	固 定 負 債	257,340
土 地	635,450	長期借入金	75,592
そ の 他	70,786	リ ー ス 債 務	4,989
無 形 固 定 資 産	43,896	繰 延 税 金 負 債	1,436
の れ ん	33,343	再評価に係る繰延税金負債	94,305
リ ー ス 資 産	1,267	退職給付に係る負債	73,829
そ の 他	9,285	そ の 他	7,186
投資その他の資産	69,193	負 債 合 計	1,179,069
投 資 有 価 証 券	43,711	(純 資 産 の 部)	
破 産 更 生 債 権 等	44,004	株 主 資 本	1,980,899
そ の 他	37,081	資 本 金	852,461
貸 倒 引 当 金	△55,603	資 本 剰 余 金	1,230,831
		利 益 剰 余 金	△101,148
		自 己 株 式	△1,245
		その他の包括利益累計額	△71,619
		その他有価証券評価差額金	2,238
		土地再評価差額金	△73,858
		新 株 予 約 権	26,946
		純 資 産 合 計	1,936,226
資 産 合 計	3,115,296	負 債 純 資 産 合 計	3,115,296

連 結 損 益 計 算 書

〔平成27年 4 月 1 日から〕
〔平成28年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,114,688
売 上 原 価	1,425,319
売 上 総 利 益	689,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	695,556
営 業 損 失	6,187
営 業 外 収 益	
受 取 賃 貸 料	12,362
そ の 他	3,460
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	19,670
株 式 交 付 費	2,898
資 金 調 達 費 用	21,734
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,470
そ の 他	4,437
経 常 損 失	45,577
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,839
訴 訟 関 連 損 失	12,247
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	59,664
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,758
当 期 純 損 失	70,422
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	70,422

連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,471,814	343,306	△867,477	△1,033	946,609
当連結会計年度変動額					
新株の発行	254,881	254,881			509,762
新株の発行 (新株予約権の行使)	297,580	297,580			595,161
資本金から剰余金への振替	△1,171,814	1,171,814			—
欠 損 填 補		△836,751	836,751		—
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△70,422		△70,422
自己株式の取得				△211	△211
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	△619,353	887,525	766,328	△211	1,034,289
当連結会計年度末残高	852,461	1,230,831	△101,148	△1,245	1,980,899

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	6,168	△78,977	△72,809	32,938	906,739
当連結会計年度変動額					
新株の発行					509,762
新株の発行 (新株予約権の行使)					595,161
資本金から剰余金への振替					—
欠 損 填 補					—
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△70,422
自己株式の取得					△211
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3,929	5,119	1,189	△5,991	△4,802
当連結会計年度変動額合計	△3,929	5,119	1,189	△5,991	1,029,487
当連結会計年度末残高	2,238	△73,858	△71,619	26,946	1,936,226

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,859,250	流 動 負 債	786,924
現 金 及 び 預 金	1,180,973	支 払 手 形	79,144
受 取 手 形	51,270	買 掛 金	76,616
電 子 記 録 債 権	1,117	短 期 借 入 金	542,201
売 掛 金	378,648	リ ー ス 債 務	2,713
製 品	53,823	未 払 金	59,237
原 材 料	81,459	未 払 費 用	6,553
仕 掛 品	60,527	未 払 法 人 税 等	10,158
貯 蔵 品	412	前 受 金	1,515
前 渡 金	14,236	預 り 金	7,853
前 払 費 用	4,312	製 品 保 証 引 当 金	930
そ の 他	32,467	固 定 負 債	142,711
固 定 資 産	1,039,447	リ ー ス 債 務	4,989
有 形 固 定 資 産	815,793	繰 延 税 金 負 債	1,436
建 物	113,603	再評価に係る繰延税金負債	94,305
構 築 物	63	退 職 給 付 引 当 金	34,890
機 械 及 び 装 置	0	そ の 他	7,088
車 両 運 搬 具	4,378	負 債 合 計	929,635
工 具 器 具 及 び 備 品	49,157	(純 資 産 の 部)	
土 地	635,450	株 主 資 本	2,013,735
リ ー ス 資 産	5,884	資 本 金	852,461
建 設 仮 勘 定	7,256	資 本 剰 余 金	1,230,831
無 形 固 定 資 産	8,276	資 本 準 備 金	895,768
電 話 加 入 権	2,831	そ の 他 資 本 剰 余 金	335,063
ソ フ ト ウ ェ ア	4,177	利 益 剰 余 金	△68,312
リ ー ス 資 産	1,267	そ の 他 利 益 剰 余 金	△68,312
投資その他の資産	215,377	繰 越 利 益 剰 余 金	△68,312
投 資 有 価 証 券	43,511	自 己 株 式	△1,245
関 係 会 社 株 式	152,586	評価・換算差額等	△71,619
出 資 金	820	その他有価証券評価差額金	2,238
関 係 会 社 出 資 金	11,332	土 地 再 評 価 差 額 金	△73,858
その他関係会社有価証券	200	新 株 予 約 権	26,946
破 産 更 生 債 権 等	44,004		
長 期 前 払 費 用	188		
そ の 他	6,739		
貸 倒 引 当 金	△44,004	純 資 産 合 計	1,969,062
資 産 合 計	2,898,698	負 債 純 資 産 合 計	2,898,698

損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,406,853
売 上 原 価	827,603
売 上 総 利 益	579,249
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	610,706
営 業 損 失	31,456
営 業 外 収 益	
受 取 賃 貸 料	12,362
そ の 他	2,092
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	17,570
株 式 交 付 費	2,898
資 金 調 達 費 用	21,734
そ の 他	4,110
経 常 損 失	63,316
税 引 前 当 期 純 損 失	63,316
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,996
当 期 純 損 失	68,312

株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から〕
〔平成28年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,471,814	343,306		343,306	△836,751	△836,751	△1,033	977,336
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	254,881	254,881		254,881				509,762
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	297,580	297,580		297,580				595,161
資本金から剰余金への振替	△1,171,814		1,171,814	1,171,814				－
欠 損 填 補			△836,751	△836,751	836,751	836,751		－
当 期 純 損 失 (△)					△68,312	△68,312		△68,312
自 己 株 式 の 取 得							△211	△211
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	△619,353	552,461	335,063	887,525	768,438	768,438	△211	1,036,398
当 期 末 残 高	852,461	895,768	335,063	1,230,831	△68,312	△68,312	△1,245	2,013,735

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	6,168	△78,977	△72,809	32,938	937,465
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					509,762
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					595,161
資本金から剰余金への振替					－
欠 損 填 補					－
当 期 純 損 失 (△)					△68,312
自 己 株 式 の 取 得					△211
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△3,929	5,119	1,189	△5,991	△4,802
当 期 変 動 額 合 計	△3,929	5,119	1,189	△5,991	1,031,596
当 期 末 残 高	2,238	△73,858	△71,619	26,946	1,969,062

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月20日

ミナトホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 瀬 尾 佳 之 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミナトホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、特別目的会社を通じて平成28年4月5日にサンマックス・テクノロジーズ株式会社の全株式を取得している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月20日

ミナトホールディングス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 瀬 尾 佳 之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミナトホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、特別目的会社を通じて平成28年4月5日にサンマックス・テクノロジーズ株式会社の全株式を取得している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

- (1) 特別目的会社を通じて平成28年4月5日にサンマックス・テクノロジーズ株式会社の全株式を取得しています。
- (2) 新株予約権の行使による増資が行われています。
当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成28年5月24日

ミナトホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 川 敏 男 印

社外監査役 美 澤 臣 一 印

社外監査役 中 根 敏 勝 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成28年4月5日付でサンマックス・テクノロジーズ株式会社を連結子会社化したこと、および今後の業務範囲の拡大ならびに新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 今後の新株式の発行による機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするとともに、現存する新株予約権が今後行使された場合の新株式の発行に備え、発行可能株式総数8,800万株から1億4,400万株に拡幅させるため変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる旨の規定を社外取締役から業務執行取締役等を除く取締役、および社外監査役から監査役に拡大するものであります。

なお、本議案のうち当社現行定款第26条の変更にに関する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 (条文省略) (新設) <u>2～5</u> (条文省略) (新設) <u>6～16</u> (条文省略) (新設) (新設) <u>17</u> (条文省略) (新設) <u>18～22</u> (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1 (現行どおり) <u>2. 電子部品の製造ならびに販売</u> <u>3～6</u> (現行どおり) <u>7. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理</u> <u>8～18</u> (現行どおり) <u>19. 有価証券の売買、保有、及び管理</u> <u>20. 金融商品取引法に基づく許認可業</u> <u>21</u> (現行どおり) <u>22. 各種企業に対する経営の診断及び指導ならびに経営コンサルティング</u> <u>23～27</u> (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,800</u>万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4,400</u>万株とする。
(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役小林実氏は辞任いたします。つきましては、同氏の補欠として取締役1名を選任するとともに、今後の事業の拡大ならびに経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役2名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会により選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、いずれも他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※ 1	お 小 川 敏 男 (昭和42年1月13日生)	平成2年4月 泉証券株式会社（現SMBＣフレンド証券株式会社）入社 平成16年4月 株式会社ファンドクリエーション社長室長 平成17年5月 株式会社ファンドクリエーション投信投資顧問（現ばんせい投信投資顧問株式会社）代表取締役 平成18年1月 株式会社ファンドクリエーション執行役員経営企画部長 平成25年4月 合同会社エスブイワン代表社員（現任） 平成25年6月 当社社外取締役 平成26年6月 当社監査役（現任） 平成27年3月 株式会社イーアイティー監査役（現任） 平成28年4月 サンマックス・テクノロジーズ株式会社監査役（現任）	800千株
※ 2	さ 佐 藤 昌 弘 (昭和45年5月19日生)	平成6年4月 株式会社竹中工務店入社 平成12年7月 日本電子決済企画株式会社（現楽天銀行株式会社）入社 平成14年6月 イーバンク銀行株式会社（現楽天銀行株式会社）取締役 平成16年10月 イーバンクシステム株式会社代表取締役社長 平成24年4月 アイティーディレクト株式会社代表取締役社長（現任） 平成25年9月 ジェイ・エコロジー株式会社代表取締役社長（現任） 平成26年4月 株式会社イーアイティー取締役 平成27年4月 同社代表取締役社長（現任） 平成28年5月 スマートレスポンス株式会社代表取締役社長（現任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※ 3	こ だま じゅん いち 児 玉 純 一 (昭和30年 5 月21日生)	昭和54年 4 月 三井物産株式会社入社 平成19年 4 月 同社情報産業本部ディスプレイ事業部長 平成23年 7 月 同社情報産業本部情産業務部長 平成24年 8 月 シャープ株式会社理事コーポレート統括 本部事業開発担当副本部長 平成25年 4 月 同社執行役員コーポレート統括本部事業 開発担当 平成27年 8 月 松日デジタルテクノロジー（香港）副社 長日本代表（現任） J Nアライアンス合同会社代表執行役社 長（現任）	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 小川敏男氏は当社の監査役であります。また、本定時株主総会終結の時をもって辞任する予定であります。
3. 佐藤昌弘氏は当社子会社の株式会社イーアイティー代表取締役社長であります。また、同氏は、アイティーディレクト株式会社、およびスマートレスポンス株式会社の代表取締役社長を兼務し、両社は株式会社イーアイティーとシステム開発に関する事業において協業関係にあります。
4. 児玉純一氏は、社外取締役候補者であります。
- 同氏を社外取締役候補者とした理由は、情報産業機器分野での経験・識見が豊富であり、変革に取り組んでいる当社の事業領域、事業内容および方向について理解し、独立した立場から経営への助言や監督の任務を遂行しうる適任者であると判断したためであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小川敏男氏は辞任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、小林実氏は小川敏男氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※ こ ばやし まこと 小 林 実 (昭和29年5月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年4月 デバイスプログラマ事業部長 平成21年4月 技師長兼品質管理部長 平成24年10月 デバイスプログラマ事業部技師長および 品質管理担当 平成25年6月 取締役技師長および品質管理担当（現 任）	18千株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 小林実氏は当社の取締役であります。また、本定時株主総会終結の時をもって辞任する予定であります。

3. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、下記の要領により当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会においてご承認いただいている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容および算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は8名（うち、社外取締役は1名）、監査役は3名となります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役および従業員に対しては、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値を高めることを目的として、当社および当社子会社の監査役に対しては、適正な監査に対する意識を高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の数の上限

1,700個を上限とする。

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設

分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の決議日から4年を経過した日より2年間とする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権の割当日から権利行使期間の開始日の前日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、割当日の終値に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

③ 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7)に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得する。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(5)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、委任に基づき募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 取締役および監査役の報酬等の具体的な算定方法

本新株予約権は、全体の上限を1,700個といたしますが、このうち、当社取締役および監査役に割り当てる新株予約権の個数は、インセンティブとしての効果を鑑み、取締役および監査役の報酬等としてそれぞれ370個、30個を本総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数の上限といたします。

当社取締役および監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役および監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日の株価および行使価額等を用いてモンテカルロ・シミュレーションにより算定いたします。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

会場 横浜市都筑区南山田町4105番地
ミナトホールディングス株式会社 本社会議室
電話 045 (591) 5611 (代表)

交通 横浜市営地下鉄グリーンライン「東山田」駅徒歩約5分
駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださ
いますようお願い申し上げます。

